

2026年1月27日

株主各位

大阪府摂津市千里丘7丁目11番61号

芦森工業株式会社

取締役社長 財津裕真

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたのでご通知申しあげます。なお、本ご通知で使用する用語は、本臨時株主総会の招集通知における意味と同一の意味を有します。

敬具

記

決議事項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2026年3月1日を効力発生日として、当社株式2,200,872株を1株に併合することといたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、株式併合に伴い定款の一部を変更することといたしました。

以上

株式併合及び単元株式数の定めの廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2026年3月1日をもって、当社株式2,200,872株を1株に併合すること（以下、「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

株主の皆様におかれましては、本株式併合及び単元株式数の廃止に伴う特段のお手続は、原則必要ございません。

1. 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。

当該売却について当社は、本株式併合が、当社の株主を豊田合成株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社が2026年2月26日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買取人が現れる可能性は低いことに鑑み、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおりに得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年2月28日（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2026年2月27日）の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、株主の皆様の所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である4,140円を乗じた金額に相当する金銭を交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

端数株式相当分の売却代金は、2026年5月下旬を目途に株主の皆様に交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

2026年2月25日（予定）当社株式の売買最終日

2026年2月26日（予定）当社株式の上場廃止日

2026年3月1日（予定）本株式併合の効力発生日

2026年5月下旬（予定）端数株式相当分の売却代金の交付開始

以上